



平成27年度4月

議 会 と 会 員

その思い、
私たちに
お聞かせください

テーマ以外のこともかまいません。自由なご意見を！

テーマ

- ① 変わる介護保険制度・・・P1～
- ② 考えよう！町のコミュニティバス・・・P9～

主催：永平寺町議会



永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



笑顔えがおであいさつかを交わしましょう



慈しみいつくの心を育てましょう



平和へいわなくらしと自然しぜんを守りましょう



いつでも感謝かんしゃの気持ちを持ちましょう



自信じしんと誇りほこを持ち活力かつりよくある町を築きぎずましょう

町の花 梅
町の木 油桐

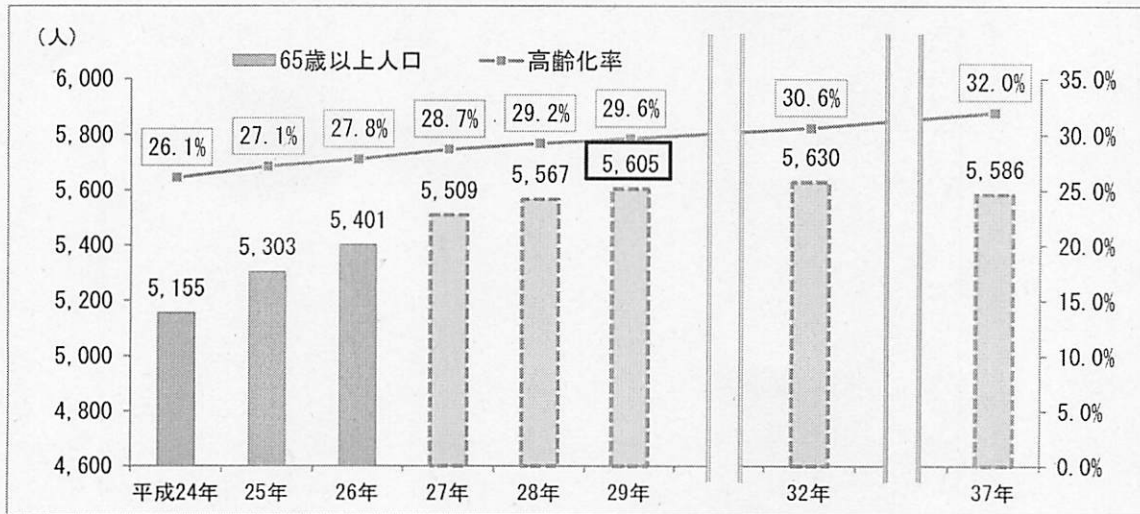


① 変わる介護保険制度 ～地域で高齢者を見守ろう～

1 高齢者、要支援・要介護認定者数の推計

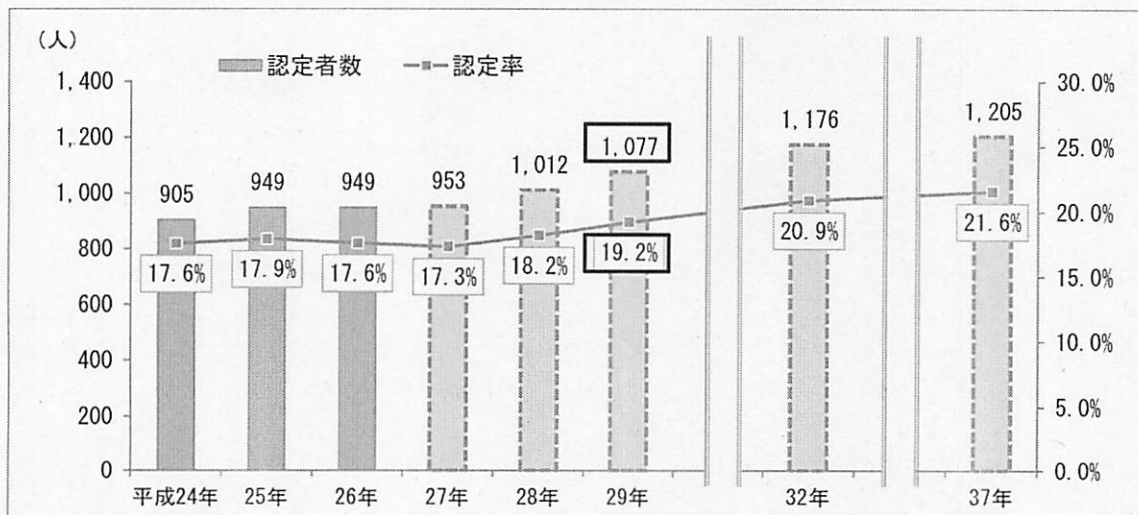
平成27年以降の65歳以上人口は、1年に約50人前後増加し、平成29年には5,605人となる見込みです。中長期的にみると、65歳以上人口平成32年頃にピークを迎えその後減少しますが、高齢化率は年々上昇していく見込みです。

図表 1 65歳以上人口の推移と将来推計



認定者数は、平成29年には1,077人まで上昇し、認定率は19.2%となる見込みです。また、その後の認定者数と認定率は上昇し続けることが見込まれます。

図表 2 認定者数・認定率の推移と将来推計



2 介護保険制度の改正

このような背景の中、国においては、介護が必要となる状態となっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が包括的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築の方針を掲げ、介護保険制度の大幅な改正を行いました。

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実

サービスの充実

○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化
- ⑤高齢者の居住安定に係る施策との連携

重点化・効率化

- ①全国一律の予防給付（要支援1，2の人の訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行し、多様化
 - *段階的に移行（～平成29年度）
 - *見直しにより、既存の介護事業所に加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより効果的・効率的な事業も実施可能。
- ②特別養護老人ホームの新規入居者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

2 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直し

低所得者の保険料軽減を拡充

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- ・給付費の5割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

重点化・効率化

- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げ
- ②低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

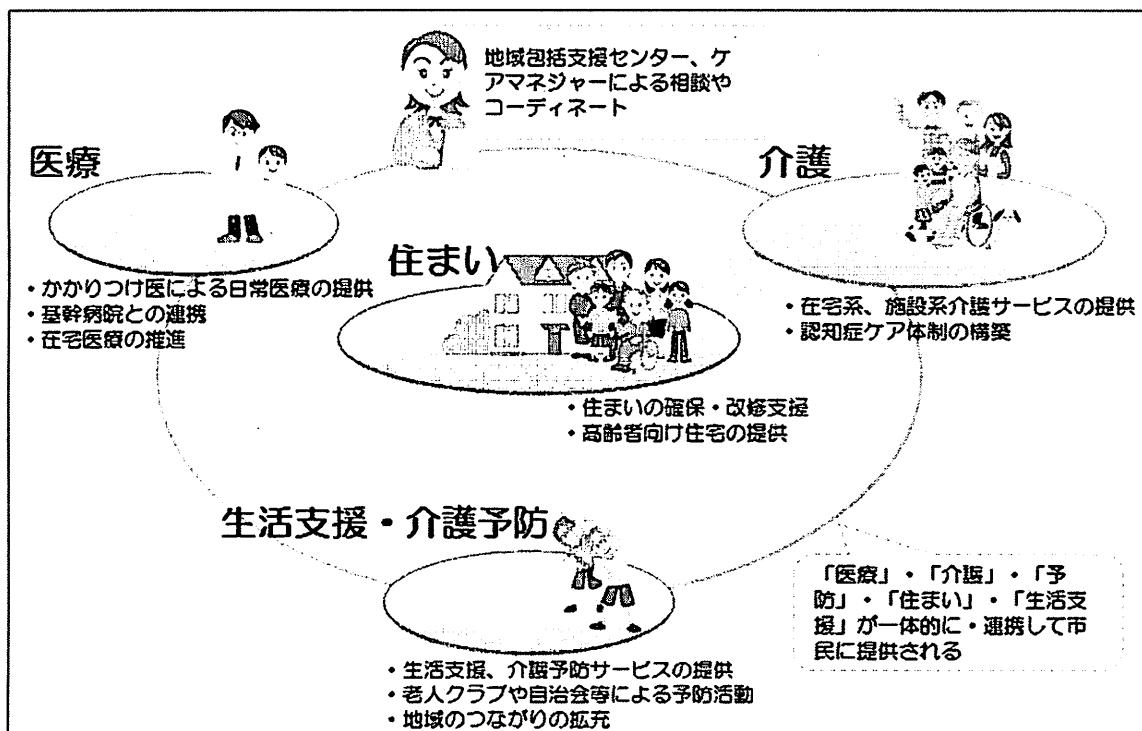
地域包括ケアシステムに考え方

平成12年4月より介護保険制度が施行され、数多くの介護サービス事業所がサービス提供を行い、高齢者の増加に応じて利用者も年々増加し続けています。このような量的な拡充が進む一方で、介護保険以外の福祉サービスやインフォーマル¹⁾なサポート、医療的なケアの多くは個別に提供されており、総合的なサポート体制が確立しているとは言い難い状況です。その結果、在宅での生活の継続が困難となり、住み慣れた地域を離れてサービスを受けなければならない状況が発生しています。

このような課題を解消し、住み慣れた地域で高齢者が生活し続けることができるよう、身近な地域において「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」が一体的に受けられる「地域包括ケアシステム」を構築することが、高齢者福祉施策の最重要課題として掲げられています。

本町においても平成37年度までに、永平寺町としての「地域包括ケアシステム」を確立し、すべての高齢者が自立し、尊厳を保って身近な地域で生活し続けられるように取り組んでいきます。

図表 3 地域包括ケアシステムの概念図



¹⁾ 非公式の意味。公的機関ではなく、ボランティアや地域組織、民生委員や家族・友人など。

3 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

基本理念・基本目標・施策の柱

基本理念

- 高齢者の自立と自己決定を尊重するまちづくり
- 地域の支え合いの促進とサービスの連携を進めるまちづくり
- 高齢者が元気で、社会参加できるまちづくり

基本目標・施策の柱

基本目標	施策の柱
1 介護保険サービス関連施策 の充実	1-1 居宅サービスの充実
	1-2 施設サービスの充実
	1-3 地域密着型サービスの充実
	1-4 介護保険制度の円滑な利用の支援
	1-5 家族介護者への支援
2 医療等との連携の推進	2-1 地域による多職種ネットワークの確立
	2-2 認知症支援策の充実
3 生活支援と健康づくり・介護 予防の推進	3-1 健康の保持・増進
	3-2 生活支援サービスの充実
	3-3 介護予防の推進
	3-4 高齢者の社会参加の促進
4 安心して暮らせるための支 援	4-1 安心した住まいの提供
	4-2 安全・安心のまちづくり

2-2 認知支援策の充実

高齢者数の増加に伴い、認知症の人も今後増加していくことが見込まれます。認知症の人を地域ぐるみで支援できる環境整備のため、認知症ケアに携わる人材育成と認知症ケアを目的としたネットワークの強化を推進します。また、認知症ケアパスの内容を策定・周知するとともに、これにもとづく資源開発とネットワーク化を継続していきます。

No.	事業名	内容と方向性
1	認知症総合体制の充実	地域包括支援センターや精神科医師との連携を強化し、認知症に対する相談体制の強化について検討します。また、認知症が認められた場合には、介護保険事業者や福祉担当者との連携により、適切な対応に努めます。
2	認知症初期集中支援チームの設置準備	医療関係者や介護関係者等との連携により、平成30年度までに、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制の中核を担う「認知症初期集中支援チーム」を設置します。
3	認知症サポーター養成講座の拡充	認知症サポーター養成講座を定期的を開催し、認知症に関する正しい知識を普及し、認知症高齢者とその家族への支援、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進め、サポーターの普及に努めます。
4	権利擁護相談窓口の整備	地域包括支援センターにおいて、権利擁護相談窓口を設置し、認知症高齢者の権利擁護相談を実施します。また、そのために地域の法律事務所やNPO等、関係機関との連携を強化します。
5	認知症ケアパスの普及	ケアパスとは時間の経過とともに変化する認知症の状態に応じて、どこでどのようなサービスや支援を受ければよいかを示したものです。また認知症の疑いに気づいたときにかかりつけ医、専門医、認知症初期集中支援チームなどの資源を活用し、早期に適切な対応をとることが本人や家族にとっての安心につながります。
6	認知症検診	基本チェックリストにおいて、認知症の疑いがある結果となった方に対し、認知症検診の受診を勧奨します。
7	SOSネットワークの拡充	徘徊により行方不明となった高齢者の情報を関係機関が共有し、発見に繋がります。官民一体のネットワークにできるよう、協力機関の拡充に努めます。
8	認知症地域支援推進員	地域の実情に応じて認知症施策や事業の企画調整を行う役割を担う認知症地域支援推進員を、平成30年度までに配置できるよう調整を進めます。

3-3 予防介護の推進

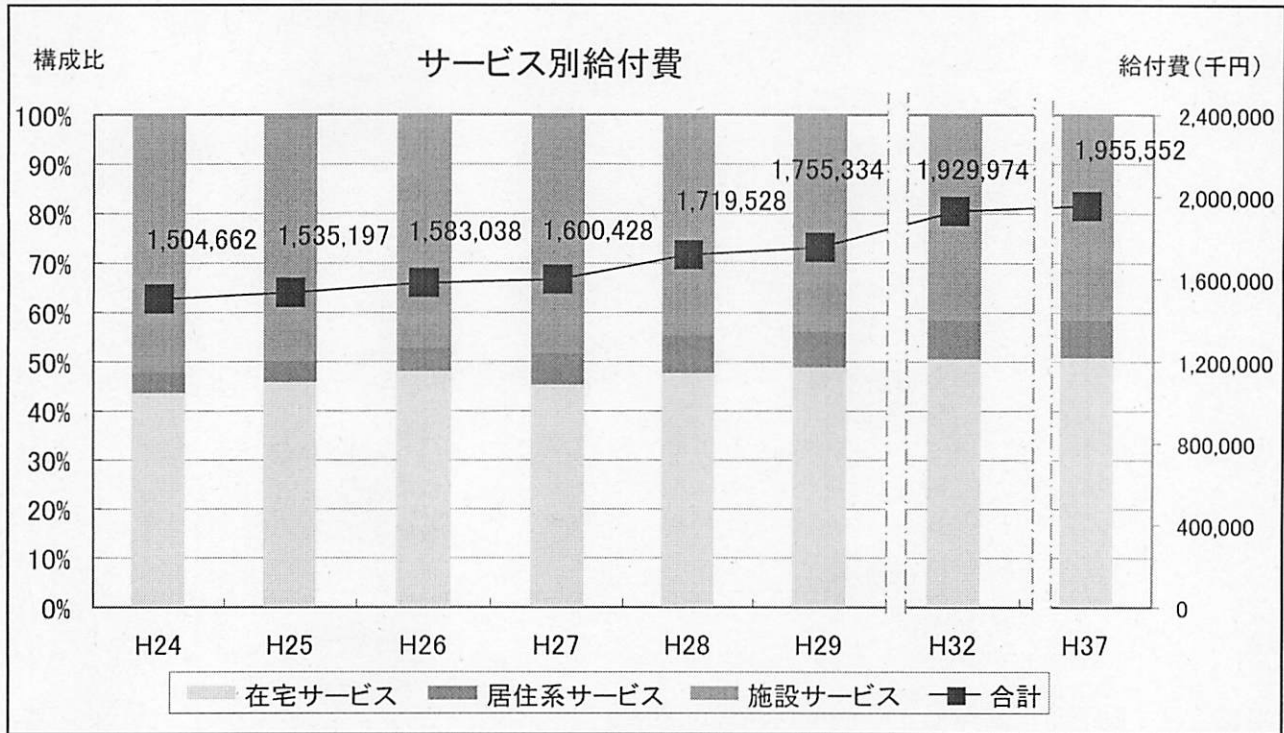
地域において高齢者が介護予防に関する活動へ、自主的かつ積極的に参加できる地域社会の構築をめざして、介護予防に関する知識の普及・啓発活動の育成・支援を充実します。

No.	事業名	内容と方向性
1	一次予防事業対象者への介護予防の推進	一次予防事業対象者に対する介護予防については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的に活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施できる地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における介護予防に資する自主的な活動の育成・支援を実施します。
2	地域ふれあいサロンを利用した生きがい活動と介護予防	本町には、ボランティアが中心となって高齢者生きがい活動を実施している地域ふれあいサロンがあります。今後、地域ふれあいサロンの普及を推進するとともに、活動を通じて、介護予防と健康づくり、地域参加を重視した元気な高齢者を支援する取り組みを進めます。
3	高齢者筋力トレーニングの充実	松岡地区にある高齢者筋力トレーニング施設の利用促進を図ることで、町民の方が身近な場所で健康づくりを継続できるよう支援します。
4	地域介護予防活動支援事業	介護予防のための地域活動組織育成やボランティアなどの介護予防リーダー育成を推進します。また、高齢者の健康状況やニーズ、時代の変化など現代的なテーマに応じた多様な学習機会の充実を図り、高齢者の自発的な文化活動・グループ活動等に対する支援を充実します。

4 介護サービス等給付費と構成比の推移

図表4は、介護サービス等の給付費の推移について、サービスごとに表示したものです。
在宅サービスの構成比を高めるとともに、施設サービスの構成比を抑制することで、サービス給付費の上昇をおさえています。

図表 4 介護サービス等の給付費の推移



単位：千円／%

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H32	H37
在宅サービス	給付費	655,611	702,991	759,781	724,933	819,518	856,693	975,375	992,870
	構成比	43.6	45.8	48.0	45.3	47.7	48.8	50.5	50.8
居住系サービス	給付費	64,482	66,987	74,682	102,437	128,446	127,971	150,521	150,151
	構成比	4.3	4.4	4.7	6.4	7.5	7.3	7.8	7.7
施設サービス	給付費	784,569	765,218	748,575	773,058	771,564	770,670	804,078	812,531
	構成比	52.1	49.8	47.3	48.3	44.9	43.9	41.7	41.5
合計		1,504,662	1,535,197	1,583,038	1,600,428	1,719,528	1,755,334	1,929,974	1,955,552

5 保険料所得段階の見直し

町では、第1号被保険者の所得段階別保険料の設定にあたり、被保険者の負担能力に応じた段階設定を行い、よりきめ細かな保険料設定を行うこととします。所得段階の考え方は下記のとおりです。

図表 5 第6期介護保険事業における第1号被保険者の保険料

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が住民税非課税で本人年金収入等が年間80万円以下の人	0.500	34,200円	2,850円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が年間80万円を超え、120万円以下の人	0.625	42,750円	3,562円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人年金収入等が120万円超の人	0.750	51,300円	4,275円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.900	61,560円	5,130円
第5段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者があり、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円超の人	1.000	68,400円	5,700円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	82,080円	6,840円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.300	88,920円	7,410円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	102,600円	8,550円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上500万円未満の人	1.700	116,280円	9,690円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円超の人	1.750	119,700円	9,975円

※10円未満切捨て

※一部の所得段階の方は、公費による軽減措置が適用されます。

② 考えよう！ 町のコミュニティバス

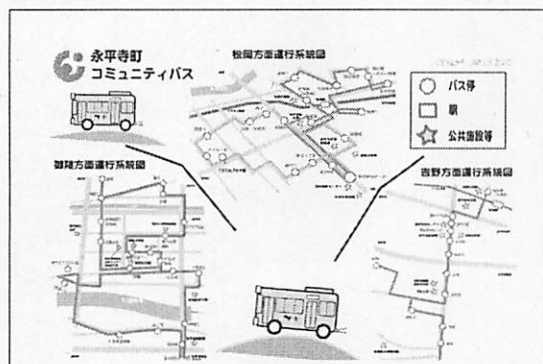
本町のコミュニティバスは、町民を対象に、役場や学校、老人センター等の公共施設や町内の医療機関・商店街を利用していただき、社会参画の促進を目的に、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、町が主体となって運行されています。

1 現在、運行されているコミュニティバス

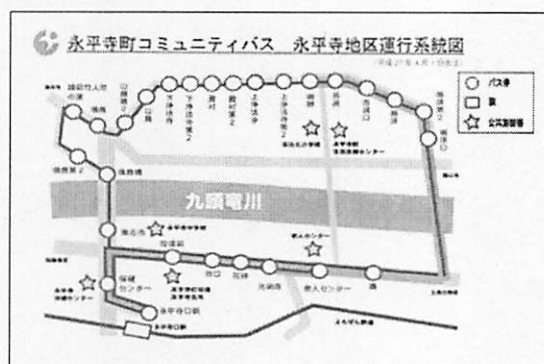
現在、運行されているコミュニティバスは、一般乗合旅客自動車運送業者に委託して運行する乗合バス（乗車定員 11 人未満の車両及び乗合タクシーを含む）で、公共交通機関である路線バスやえちぜん鉄道の基幹線と実質的に競合することのないように枝線として運行されています。

松岡地区・永平寺地区・上志比地区の三地区それぞれの地域の交通ネットワークの要となるよう構築し運行されています。

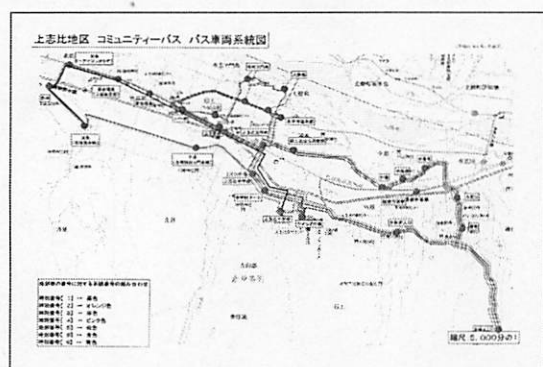
松岡地区



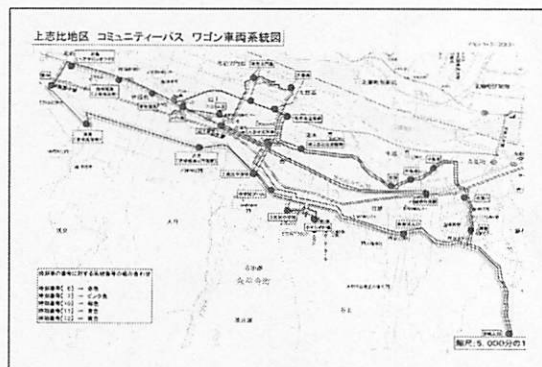
永平寺地区



上志比地区 バス



ワゴン

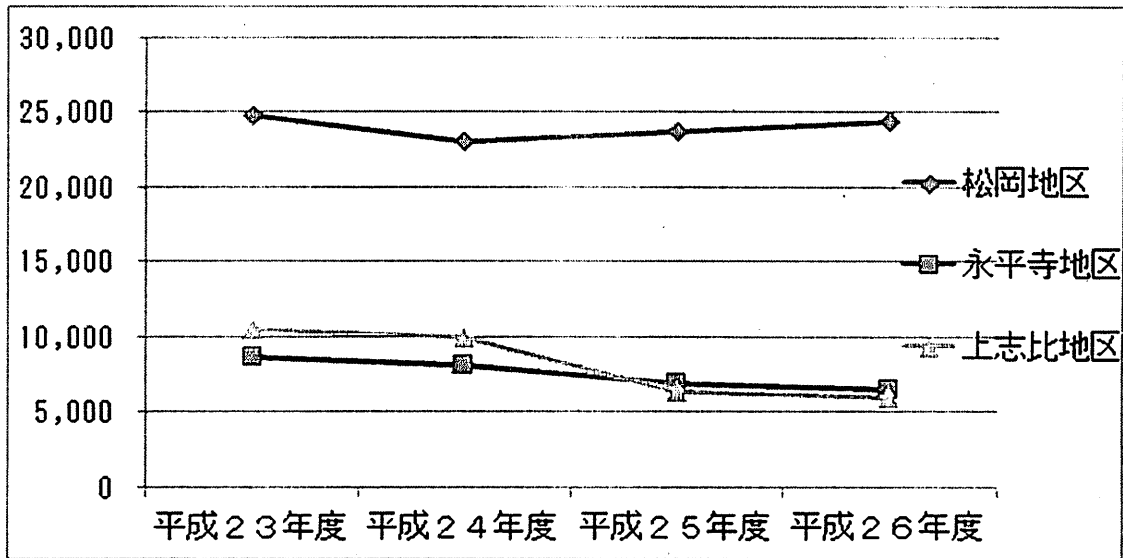


添付の拡大の運行系統図を参照してください。

※ 平日・土曜（一部の便のみ）に運行。日曜、祝日及び12月29日～1月3日は運休。

※ 料金は1乗車100円。小学生は50円。60歳以上、身体障害者の方及び介助する方は無料。

2 コミュニティバス利用者数 (人/年)



年 度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
松岡地区	24,695	23,006	23,601	24,325
永平寺地区	8,601	8,015	6,825	6,525
上志比地区	10,469	9,902	6,347	5,972
合 計	43,765	40,923	36,773	36,822

人/年

3 コミュニティバス運行経費

【平成27年度 運行経費予算】

区 分	予算額 (千円)	内 訳 (千円)
歳入額	8,850	・ 県補助金 8,250 ・ 乗車料金収入 600
歳出額	51,224	・ 運行委託料 45,464 ・ 南地区補助金 5,760
収支額	△42,374	・ 町運行負担金 42,374

※ 永平寺南地区は、路線バスとの関係でコミュニティバスが運行できず、路線バスをコミュニティバス料金で乗車できるよう、助成をしている（歳出予算の南地区補助金）

4 今後のコミュニティバス事業

平成27年度



平成28年度

コミュニティバスを含めた公共交通機関の利用状況やアンケートの結果を分析し、公共交通ネットワークの中におけるコミュニティバスのあり方を検討する。

見直しの方向性を決定し、一般乗合旅客自動車運送業者と契約更新。

永平寺町
コミュニティバス



5 平成26年度に実施のコミュニティバスに関するアンケート結果

(永平寺町に住所を有する7歳以上の町民2,500名へアンケートを依頼。1,226名の回答。回収率 49.0%)

- 利用頻度関係を抜粋 -

あなたは町のコミュニティバスをどの程度の割合で利用していますか

選択肢	回答数	構成比
週に3日以上	15	1.2%
週に1~2日	20	1.6%
月に数日程度	35	2.9%
ほとんど利用しない	170	13.9%
利用したことがない	986	80.4%
合計	1,226	100.0%

年齢別の利用者率

あなたの年齢	回答数	利用者	利用者率
小学生	47	4	8.5%
中学生	41	9	22.0%
高校生	30	4	13.3%
20歳未満(小~高校生以外)	16	1	6.3%
20歳代	83	2	2.4%
30歳代	137	1	0.7%
40歳代	155	1	0.6%
50歳代	192	4	2.1%
60歳~64歳	125	0	0.0%
65歳~69歳	108	5	4.6%
70歳~74歳	117	14	12.0%
75歳以上	175	25	14.3%
合計	1,226	70	5.7%

- ・利用者が少ない。
児童・生徒、高齢者が利用している。
- ・より利便性の高い、効率的な運行形態が必要。

人 人

6 “町のコミュニティバス” についての予算決算審議、一般質問等

予算決算審議

- 平成27年3月議会 予算決算常任委員会 平成26年度3月補正予算 -
問 コミュニティバス再編成検討は3地区を横断ルート、生活路線の確保を。
答 路線、デマンドバス、スクールバス等多面的、専門的に調査検討して平成28年度には方向性を示す。
- 平成26年3月議会 予算決算常任委員会 平成26年度一般会計予算 -
問 コミュニティバスを3地区横断するルート設定を。
答 アンケートや利用客の実態を把握し、公共交通会議で検討していきたい。

一般質問

- 平成25年12月議会 一般質問 -
問 コミュニティバスを通学に併用
答 保護者要望を聞き検討する



議会と語ろう会

- 平成25年10月議会と語ろう会 -

《役場の仕事を深く見る》

問 地域コミュニティバス事業について、1年間の利用者数を見ると、町民一人当たりにかかる費用が大きい。費用対効果について、議員はどの様に理解しているのか？また、もっと見直しすべきところは見直し、効率性のある運営をして欲しい。

答 高齢者や交通弱者の移動手段としては社会的なインフラと位置付けられる。その面では費用対効果のことを言われるが、今後更に充実を図っていく必要がある。効率性については、デマンド方式を採用したり、ルートの見直し・再編・運行時刻の見直し、更には議会でも再三論議されている町内一円を通して巡回する方法等の提案をしていく。

(※行政より)平成26年度にコミュニティバスの路線や停留所ごとの乗客数等の検証を行うと共に、運行に対するアンケート調査の実施を予定している。これらの調査結果等をふまえ、平成27年度の契約更新時に併せて運行形態の見直しについて検討したいと考えている。

※ 契約更新は平成28年度となる。

平成24年度永平寺町事務事業評価 議会評価意見書

- 平成25年11月臨時議会 -

議会評価意見 (抜粋)

利用状況の調査を行い、利用実態を把握することが肝心であり、そのデータを基にして運行時間帯やルート・停留所の見直しを図るべき。利用状況を把握して改善する事で、予算を拡大しなくても事業の拡大が図れる。

より利用者、交通弱者や将来その世代になる人々の声に耳を傾け、運行拠点を整備し、より利用しやすいようにする。

平成26年度中に高齢者(買い物や病院通い)や交通弱者のニーズ調査や利用客用の分析などを行い町内一円を巡回する運行、永平寺町内を環状線型に運行、デマンド方式等の検討に注力し、事業内容の改善策を決定し、平成27年度には、事業の内容を見直した再契約とすべき。

3地域を乗り換えなしの町内一巡運行について、地域公共交通会議で検討し、事業者、中部運輸局への申し込むこと。

※ 契約更新は平成28年度となる。

—その他の意見—

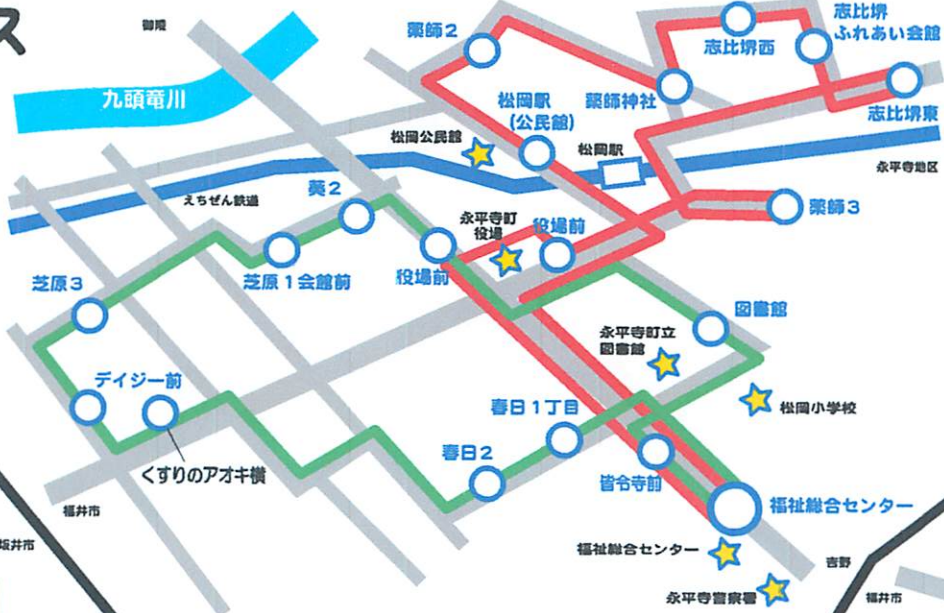
高齢者や交通弱者のニーズ調査や利用客の分析などを行い費用対効果が向上する方法で行う。

停留所の増設など町民の要望があった場合は、十分に検討してほしい。また、それに伴う予算の増額は仕方ないと思う。



松岡方面運行系統図

(平成26年10月1日改正)



御陵方面運行系統図



吉野方面運行系統図





永平寺町コミュニティバス 永平寺地区運行系統図

(平成 27 年 4 月 1 日改正)



上志比地区 コミュニティーバス バス車両系統図

(平成27年4月1日改正)



上志比地区 コミュニティバス ワゴン車両系統図

(平成27年4月1日改正)

